

カナダ会計基準審議会 (AcSB) との二者間会議の概要

ASBJ 専門研究員 ^{まきの} 牧野 めぐみ

はじめに

企業会計基準委員会 (ASBJ) とカナダ会計基準審議会 (Accounting Standards Board; AcSB) の代表者は、2021年2月2日にビデオ会議を実施した。この会合は、ASBJ と AcSB との間で2020年1月にカナダのトロントで実施した会合に続く、2回目の二者間会議である。AcSB からは Linda Mezon 議長のほか Board member 3名とスタッフ3名が出席し、ASBJ からは小賀坂委員長、川西副委員長及び筆者を含む専門研究員3名が出席した。今回の二者間会議では、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対するそれぞれの対応を紹介するとともに、両基準設定主体が共通の関心を有している項目についての議論が行われた。本稿では、主な報告及び議論の内容を紹介する。

AcSB からの報告

AcSB の代表者から、主に次の項目を中心に報告が行われ、議論が行われた。

(1) COVID-19 に対する対応

AcSB では、COVID-19 に関して、主に次の

対応が行われたことが報告された。

① 賃料免除に関する会計基準

非公開企業及び非営利団体向けに、リースの賃料免除に関して、会計処理の困難性に対応するための基準設定活動が行われ、借手及び貸手の双方に対して、賃料免除の会計処理に関する選択的な便法の提供が行われた。

② ウェブページの設置

継続企業の前題に関するリソースを含め、COVID-19に関する情報を集めたウェブページの設置が行われた。

③ 開示分析

財務諸表及び MD&A における開示の分析により、COVID-19による影響の確認が行われた。

(2) AcSB の戦略計画

現在、次年度の戦略計画を開発中であり、2021年第2四半期に計画案を公表予定であることが紹介された。この中で、主要なテーマが、財務報告の目的適合性、関係者の情報ニーズの変化、デジタル環境とテクノロジーの変化の影響、タイムリーな対応であることが紹介された。

(3) IFRS 財団「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」に対するコメント

AcSB は、当該協議ペーパーの方向性を支持

するが、気候関連以外についても考慮することを奨励する等のコメントを提出したことが紹介された。

(4) IASB の主要なプロジェクト

国際会計基準審議会 (IASB) が実施しているプロジェクトのうち、次のプロジェクトが AcSB で関心が高いものとして AcSB の活動等が次のとおり紹介された。

① IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」に対するコメント

200 以上の関係者と協議の上、IASB の目的は支持するが、特定の分野については、明確化や、より堅牢な要求事項の設定又は追加のガイダンスの設定を推奨するコメントレターが提出された。

② IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」に対するコメント

100 以上の関係者と協議の上、IASB の目的は支持するが、特に IFRS と米国基準のコンバージェンスが維持されることが不可欠であると指摘するコメントレターが提出された。

③ IFRS 第 17 号「保険契約」の適用

保険業界の関係者及び他国の基準設定主体との議論を継続しており、カナダにおける保険の移行グループを継続することの決定等が行われた。

④ 料金規制対象活動

カナダにおける料金規制対象企業の種類や、料金規制対象活動がどのように会計処理されているかについての現状の説明、及び IASB 公開草案「規制資産及び規制負債」に対する予備の見解や今後のアウトリーチの予定が説明された。

⑤ IASB のアジェンダ・コンサルテーション

カナダからのコメントは、財務報告の目的適合性を高めるプロジェクトに焦点をあてる

こと、また、現在の状況がコメントに影響を与えることが予想されること等が説明された。

⑥ IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」

コメント対応のための今後のアウトリーチ案等が紹介された。

ASBJ からの報告

ASBJ の代表者からは、AcSB における議論に対応する形で、主に次の項目を中心に報告が行われた。

(1) 議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の公表を含む COVID-19 に対する対応

(2) IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」に対するコメント

(3) IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」に対するコメント

(4) IASB 公開草案「規制資産及び規制負債」

公開草案に対する対応状況や、公開草案に対する予備的な見解が報告された。

(5) サステナビリティ報告に対する対応

(6) IASB のアジェンダ・コンサルテーション

(7) IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」

さらに、日本における日本基準、IFRS、及び米国基準の適用状況や、日本基準の開発状況についての説明が行われた。

おわりに

会合の最後に小賀坂委員長及び AcSB 議長により、今回の会合が有意義であったこと、及びこの会合を含む様々な方法を通じて、二者間の議論の継続が望まれることが確認された。